

## 県ブランド畜産物実需加速化事業の委託に係る 企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、県ブランド畜産物実需加速化事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 業務名

県ブランド畜産物実需加速化事業委託業務

### 第2 業務内容等

#### 1 業務の内容

別添「県ブランド畜産物実需加速化事業委託業務仕様書」のとおり

#### 2 履行期間

契約の締結日から令和9年3月31日まで

#### 3 委託契約金額の上限

3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 業務遂行する上で必要な費用一切を含む。

※ 本事業が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

### 第3 企画提案の応募資格・条件

本業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- 1 愛媛県知事の審査を受け、令和8～10年度における愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は審査会までに登録が予定されていること。  
○登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。  
○申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要します。  
○申請方法は県ホームページをご確認ください。  
トップページ > 入札発注情報 > 参加資格 > 【製造の請負・物品・役務】令和8～10年度競争入札参加資格審査申請について  
<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/125150.html>
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札参加者の資格)のいずれにも該当しない者であること。
- 3 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- 4 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- 5 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下に

ある団体ではないこと。

- 7 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに1～6の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

#### **第4 プロポーザル実施に係るスケジュール**

- 1 実施要領等の公開  
令和8年4月8日（水）
- 2 参加表明書及び質問票の提出期限  
令和8年4月22日（水）
- 3 企画提案書の受付  
令和8年4月8日（水）から令和8年5月8日（金）まで
- 4 審査会（書面）  
令和8年5月19日（火）（予定）
- 5 審査結果の通知  
令和8年5月20日（水）以降

#### **第5 参加申し込み**

- 1 プロポーザルへの参加を希望する者は、令和8年4月22日（水）17時までに別添「参加表明書（様式1）」、「会社概要（様式2）」及び「参加資格誓約書（様式3）」をFAX又は電子メールにて担当窓口へ提出し、送信後、電話により着信の確認を行うこと。なお、「参加資格誓約書（様式3）」については、おって原本を提出すること。  
共同企業体による参加の場合においては、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載した「参加表明書(様式1-2)」、「誓約書（様式3、様式3-2）」、「委任事項（様式3-3の例示参照）」及び「協定書（様式3-4の例示参照）」を提出すること。
- 2 参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。
- 3 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- 4 質問がある場合は、令和8年4月22日（水）17時までに別添「質問票（様式4）」を電子メールにて担当窓口へ提出すること。質問及び回答内容は参加表明書の提出があった全ての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、電話や来訪による口頭での質問は受け付けない。

#### **第6 企画提案書**

- 1 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び別添「企画提案書作成要領」を熟読の上作成し、次の点に留意すること。

- (1) 企画提案書は、1企業（共同企業体）につき1提案とする。
- (2) 第2の3の委託契約金額の上限を超えたものは、審査の対象とはならない。

## 2 企画提案書の提出

### (1) 提案書期限

令和8年5月8日（金）17時（必着）

### (2) 提出先

担当窓口まで持参するか、郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

### (3) 提出物

- ・企画提案提出書（様式5）
- ・企画提案書 5部（うち正本1部）

## 3 企画提案書の取扱い

- (1) 提出後において、再提出の場合を除き、提出書類は理由を問わず返却しない。
- (2) 提案書の再提出は、第4の3の提出期限内に限り認める。なお、県から書類の不足、不備の補完、内容不明の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出を指示する場合がある。
- (3) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書（様式6）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取り下げ願い書を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

## 4 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- (2) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (3) その他、企画提案に関する条件に違反した提案

## 第7 審査

- 1 審査は県が設置する審査委員会において、企画提案書をもとに、別添「県ブランド畜産物実需加速化事業委託業務に関する企画提案公募(プロポーザル)審査基準」に基づき審査を行い、契約予定者を選定する。
- 2 審査は書面審査を行い、審査委員会において審査する。ただし、応募多数の場合は、

書面審査に先立ち、全提案の中から、3～5案程度を選定する。

- 3 企画提案者が1社の場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。
- 4 審査会は非公開とする。

## 第8 審査結果

企画提案型プロポーザル審査会における審査を経て、文書で企画提案書を提出した事業者に通知するとともに、参加者数、業務予定者の名称等をホームページに掲載する。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

## 第9 契約方法

### 1 契約締結の協議

本事業審査会の結果、最優秀提案者として評価した契約予定者と、提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。その際、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

### 2 業務仕様書

仕様書は、本件業務の最低基準を示したものとする。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する委託契約書に添付される仕様書には、愛媛県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

### 3 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

### 4 その他

なお、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 第10 公正な企画提案の確保

- 1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を遵守し、プロポーザルに参加すること。
- 2 参加者は、他の事業者に対して、参加意思及び提案内容の詮索等、競争を制限する行為を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- 3 参加者は、他の事業者に対して、故意に企画提案書等を開示してはならない。
- 4 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 第11 その他

- 1 提出された参加表明書及び企画提案書等は、契約予定者の選定以外の目的で使用しな

- い。
- 2 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
  - 3 プロポーザル及び契約の手続き並びに委託事務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
  - 4 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、契約予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
  - 5 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の仕様に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。
  - 6 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
  - 7 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

## 第12 問い合わせ・連絡先

担当窓口：愛媛県農林水産部農業振興局畜産課（担当：山田、河野）

住所：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話：089-912-2576（直通）

FAX番号：089-912-2574

電子メール：[chikusan@pref.ehime.lg.jp](mailto:chikusan@pref.ehime.lg.jp)

※電話による問い合わせ及び書面の提出は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）までとする。